

# 秋田県武道協議会表彰規定

## (目的)

第1条 この規定は、秋田県武道協議会（以下「協議会」という。）規約第4条第（6）に基づき、秋田県の武道振興のため功績の顕著な個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の種類と候補者)

第2条 表彰の種類と候補者は、次のとおりとする。

### (1) 優秀選手賞

- ア 国民スポーツ大会又は協議会加盟団体の上部団体等が主催する全国的競技大会において3位以上の成績をおさめたもの、あるいは東北大会において1位の成績をおさめた者
- イ 協議会加盟団体の登記、登録者であってオリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会及びアジア選手権大会に日本を代表して出場した者
- ウ 上記に定める者のほか、会長が特に適当と認めた者

### (2) 感謝状

- ア 協議会加盟団体の会長を退任した者
- イ 協議会の活動に賛同し、協議会の発展に寄与した者
- ウ 上記に定める者のほか、会長が特に適当と認めた者

## (表彰の年度と時期)

第3条 表彰の年度と時期は、次のとおりとする。

- (1) 表彰は、毎年度行うものとし、原則として当該年度4月1日から3月31日までの事績を対象とする。
- (2) 表彰の時期は、定期表彰とする。

## (被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、次のとおりとする。

- (1) 協議会加盟団体の長は、第2条各項による候補者について、別記様式により推薦書類を作成し4月3日までに会長に提出するものとする。
- (2) 会長は、第1項により推薦されたものについて、理事総会に諮った後、被表彰者を決定する。

**(表彰の方法)**

第5条 表彰は、表彰状と記念品を授与して行う。

**付 則**

この規約は令和5年6月1日から施行する。

この規約は令和6年4月21日から施行する。